国立大学法人電気通信大学図書管理細則

平成16年 4月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学資産管理規程(以下「規程」という。) に基づき、必要な事項を定めることにより、図書の適正かつ効率的で良好な管理を図る ことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 図書の管理については、別に定めがある場合を除き、この細則の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この細則において、「図書」とは、電気通信大学附属図書館で受入れ、整理し、 本学の事業に供する図書及び資料をいう。
- 2 この細則において、「管理」、「取得」、「供用」、「処分」、「寄附」とは、規程第2条に 規定する管理、取得、供用、処分、寄附をいう。

(区分)

- 第4条 図書は、次に掲げる備品及び消耗品に区分する。
 - (1) 備品 使用予定期間が1年以上と図書管理責任者が認めた図書
 - (2) 消耗品 前号以外の図書

(図書管理責任者)

- 第5条 図書の管理に関する事務を担当する者として、図書管理責任者をおく。
- 2 図書管理責任者は、図書の管理に関する事務について、資産管理責任者を代行する。
- 3 学長は、図書管理責任者に事故があるとき又は必要と認めるときは、その職務を他の職員に代理させることができる。
- 4 学長は、必要があるときは、図書管理責任者(前項の規定によりその事務を代理する 職員を含む。)の職務について、事務の範囲を定めて他の職員に補助させることができ る。
- 5 この細則のうち、第1項の図書管理責任者について規定した条項は、前二項に規定する者について準用する。

(帳簿)

- 第6条 図書管理責任者は、図書の管理状況を明らかにするために、備品については次の 各号に定める帳簿を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。
 - (1) 図書原簿
 - (2) 図書除籍簿
- 2 前項の帳簿は、目録データベース上で管理し、必要に応じ出力する帳票に代えることができる。

(図書の管理に関する報告等)

- 第7条 図書管理責任者は、毎会計年度末における図書の管理状況について資産管理責任者に報告しなければならない。
- 2 図書管理責任者は、必要があると認めるときは、図書の使用者に図書の管理に関する報告を求めることができる。

第2章 取得

(取得の通知)

第8条 図書に係る事務を行う職員は、その職務を行うことにより図書を取得したときは、 速やかにその旨を図書管理責任者に通知しなければならない。

(寄附による取得)

第9条 寄附を受けようとする者は、申請書に所有者が寄附の意思表示をした文書を添付 して、図書管理責任者に申請しなければならない。

第3章 供用

(登録)

- 第10条 図書管理責任者は、図書を取得したときは、次の各号に定める処理を行い、供用 させるものとする。ただし、消耗品については、これを省略することができる。
 - (1) 蔵書印の押印
 - (2) 日本十進分類法による分類と図書番号の付与
 - (3) 第6条第1項第1号に定める帳簿への登録

(蔵書点検)

第11条 図書は、必要に応じて点検しなければならない。

(貸付)

- 第12条 図書は、本学の事業に支障がないと認められる場合には、貸し付けることができる。
- 2 前項による貸付けは無償とする。ただし、貸付けに伴う郵送料等の付随的経費はこの 限りでない。

第4章 処分

(不用の決定)

第13条 図書管理責任者は、図書資料の不用決定を行うときは、別に定める基準により、 資産管理責任者に不用決定の申請をしなければならない。

(売払及び廃棄)

- 第14条 不用の決定をした図書は、これを売払うものとする。
- 2 図書管理責任者は、売払うときは、契約責任者に対し、必要な措置を請求しなければならない。
- 3 図書管理責任者は、売払うことが不適当又は売り払うことができない図書については、 これを廃棄することができる。

(譲渡)

第15条 図書管理責任者は、本学の事業に支障がないと認められる場合は、有償で図書を

譲渡することができる。だだし、次の各号に掲げる場合には、無償で譲渡することができる。

- (1) 本学の教育、試験、研究及び調査のために必要である場合
- (2) その他特別の理由がある場合
- 2 図書管理責任者は、図書の有償譲渡をしようとするときは、契約責任者に対し、必要 な措置を請求しなければならない。
- 3 図書管理責任者は、図書の無償譲渡をしようとするときは、無償譲渡を受けようとする者から無償譲渡を申請する書類の提出を求めなければならない。
- 4 図書管理責任者は、無償譲渡を決定したときは、無償譲渡の申請を許可する書類を申請者に交付するものとする。

第5章 雑則

(亡失又は損傷)

- 第16条 図書管理責任者は、故意又は過失により、この細則に違反して図書の管理行為を したこと、又は管理行為をしなかったことにより、図書を亡失し、又は損傷し、その他 本学に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任じなければならない。
- 2 図書の使用者は、その保管又は使用に係る図書の亡失又は損傷の事実を発見したときは、図書管理責任者に図書の亡失損傷に係る報告をしなければならない。
- 3 前項の規定による図書の亡失又は損傷が使用者の故意又は重大な過失によるときは、 当該者は、当該図書に相当する図書又は残存価格若しくは修理に要した費用に相当する 額を弁償する責に任じなければならない。

(検定)

- 第17条 資産管理責任者は、前条第1項又は第3項に掲げる事実の発生したときは、その者につき、弁償の責任の有無及び弁償額を検定するものとする。
- 2 資産管理責任者が、前項の規定により弁償責任があると検定したときは、その者に対して弁償を命ずるものとする。

(雑則)

第18条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。